



新電波型式での免許申請書の書きかた IC-910 IC-910D

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。

新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。

21 希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式					
周波数帯	空中線電力	電波の型式	周波数帯	空中線電力	電波の型式
144M	50	3VA	144M	20	4VA
430M	50	3VA	430M	20	4VA
1200M ^{注1}	10	3SA	1200M ^{注1}	10	4SA

電波の型式は、一括記載コードで記入できます。一括記載コードの中に、希望する電波型式が無い場合は、個々に新電波型式で記入してください。

第3級アマチュア無線技士以上のかたが申請する場合 第4級アマチュア無線技士のかたが申請する場合

注1.1200MHz帯の申請には、別売品のUX-910(1.2GHzバンドユニット)が必要です。

		●IC-910Dの場合	●IC-910の場合	第3送
22 工事設計		第1送信機	第2送信機	取替 増設
変更の種類		取替 増設 撤去 変更	取替 増設 撤去 変更	
技術基準適合証明番号		技適番号を記入する	技適番号を記入する	
発射可能な電波の型式、周波数の範囲		A1A,J3E,F3E,F1D,F2D 144MHz帯 A1A,J3E,F3E,F1D,F2D 430MHz帯 A1A,J3E,F3E,F1D,F2D 1200MHz帯 ^{注1}	A1A ^{注2} ,J3E,F3E,F1D,F2D 144MHz帯 A1A ^{注2} ,J3E,F3E,F1D,F2D 430MHz帯 A1A ^{注2} ,J3E,F3E,F1D,F2D 1200MHz帯 ^{注1}	
変調の方式		J3E 平衡変調 F3E リアクタンス変調	J3E 平衡変調 F3E リアクタンス変調	
定格出力		144MHz帯 50W 430MHz帯 50W 1200MHz帯 ^{注1} 10W	144MHz帯 20W 430MHz帯 20W 1200MHz帯 ^{注1} 10W	
終段管	名称個数	2SC5125 × 2 (144MHz) 2SC3102 × 2 (430MHz) M57762-02 × 1 (1200MHz ^{注1})	SRFJ7044 × 1 (144MHz/430MHz) M57762-02 × 1 (1200MHz ^{注1})	
	電圧	144MHz帯 13.3V 430MHz帯 13.3V 1200MHz帯 ^{注1} 12.7V	144MHz帯 13.6V 430MHz帯 13.6V 1200MHz帯 ^{注1} 12.7V	
送信空中線の型式			周波数測定装置	A有(誤差) B無
その他の工事設計		電波法第3章に規定する条件に合致している	添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送信機系統図

本機に、技適証明マークと技適証明番号が印刷されたシールを貼っています。その番号を記入してください。必ず、申請に使用するトランスバー本体をご確認ください。

「技術基準適合証明番号」を記入しているときは、記入する必要はありません。付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社の保証を受ける必要があります。したがって、網掛け部分に発射可能な電波型式などを追記し、お使いになる装置を含めた送信系統図を添付して申請してください。

使用するアンテナの型式を記入してください。

※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

注2.第4級アマチュア無線技士のかたは削除してください。

■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部
電話番号：03-5976-6411

■旧電波型式の"F1"および"F2"について

旧電波型式表示の"F1"には、RTTY、パケットやPSKなどを使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、RTTYは"F1B"、PSK31などは"G1B"、パケット(9600bps)はFSKの場合"F1D"、PSKの場合は"G1D"と細分化されています。また旧電波型式表示の"F2"には、CW、RTTY、パケットなどのトーン信号を使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、CWは"F2A"、RTTYは"F2B"、パケット(1200bps)は"F2D"と細分化されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧ください。

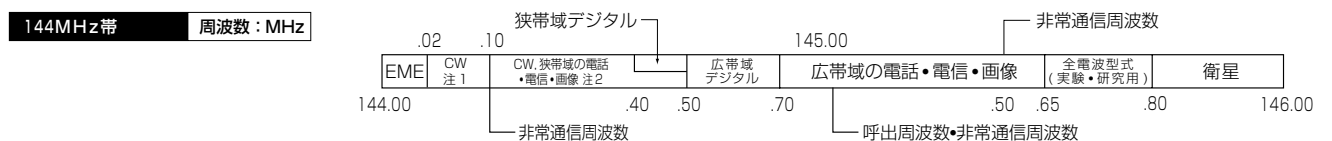
アイコムホームページ <http://www.icom.co.jp>
JARLホームページ <http://www.jarl.or.jp>

■バンドの使用区分について

電波を発射するときは、下記の使用区分図にしたがって運用してください。

なお、バンドプラン(使用区分)は改訂される場合があります。

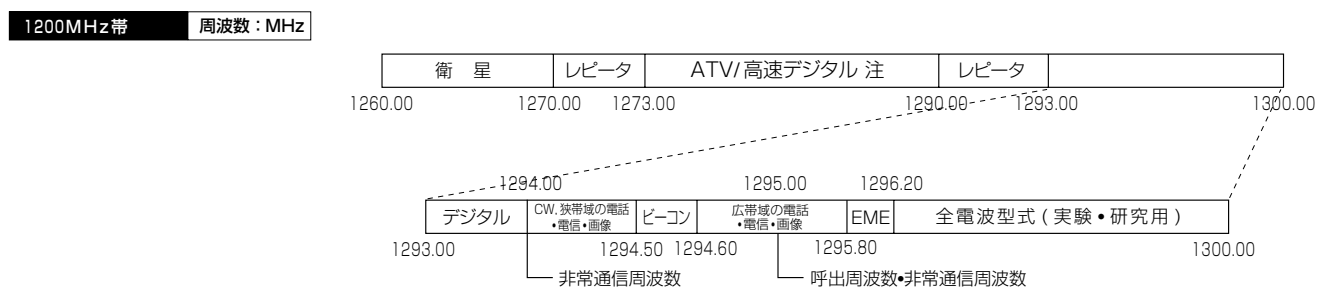
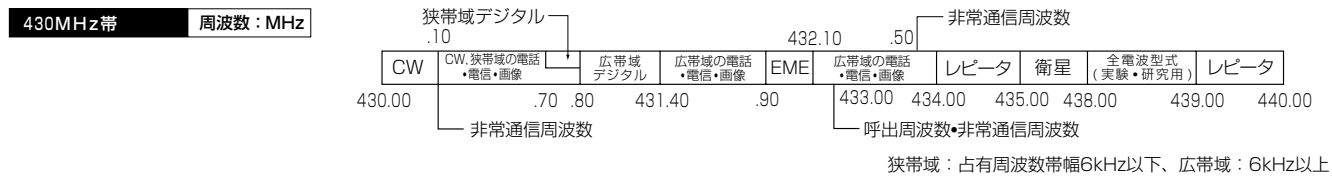
最新の情報は、JARLニュースなどでご確認ください。



【注1】144.02MHzから144.10MHzまでの周波数は、月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は6kHz以下のものに限る。

【注2】144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信及び画像通信にも使用することができる。

狭帯域：占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域：6kHz以上



【注】「高速デジタル」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

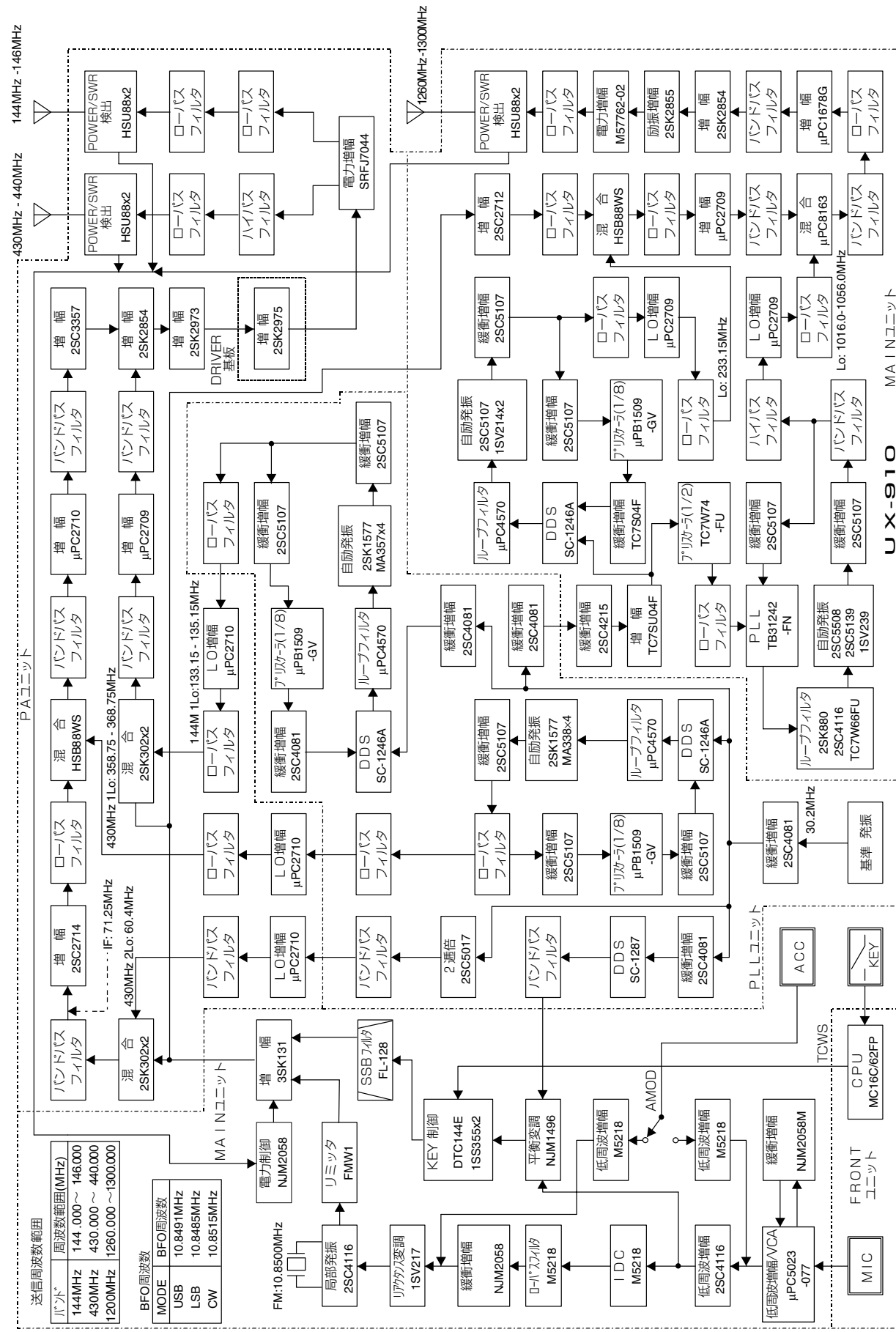
狭帯域：占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域：6kHz以上

■送信系統図について

取扱説明書の送信系統図に記載している部品名は、製品の改良などにより変更されています。したがって、TSS株式会社の保証を受けるときは、本紙裏面に記載している送信系統図をお使いください。

アイコム株式会社				高品質がテーマです。			
本社	547-0003	大阪市平野区加美南1-1-32		大阪営業所	547-0004	大阪市平野区加美鞍作1-6-19	TEL 06-6793-0331
北海道営業所	003-0806	札幌市白石区菊水6条2-2-7	TEL 011-820-3888	大島営業所	733-0842	広島市西区井口3-1-1	TEL 082-501-4321
仙台営業所	983-0857	仙台市宮城野区東十番丁54-1	TEL 022-298-6211	四国営業所	760-0071	高松市藤塚町3-19-43	TEL 087-835-3723
東京営業所	108-0022	東京都港区海岸3-3-18	TEL 03-3455-0331	九州営業所	815-0032	福岡市南区塩原4-5-48	TEL 092-541-0211
名古屋営業所	468-0066	名古屋市中区元八事3-249	TEL 052-832-2525				

IC-910送信系統図



IC-910D送信系統図

